

福岡市博物館ガーデン利用ルール

1 目的

福岡市博物館南側の博物館ガーデンは、来館者および地域の皆さまが、安全かつ快適に利用できる公共空間として整備する。

特に、周辺の良い生活環境を守ることを最優先とし、日中の安全かつ快適な利用と夜間の秩序ある管理の両立を図ることを目的として、本利用ルールを定める。

2 管理体制の基本方針

- ・博物館ガーデンは、博物館敷地の一部として、市が責任をもって管理を行う。
- ・24 時間の常駐警備体制を継続し、昼夜を通じて敷地内の巡回・状況確認を行う。
- ・防犯カメラを設置し、夜間を含めた安全確保と迷惑行為の抑止を図る。
- ・警備員による巡回、防犯カメラによる状況確認及び利用者への注意喚起を組み合わせ、利用ルールの実効性を確保する。
- ・迷惑行為又は危険な行為が確認された場合は、警備員が声かけや注意を行い、必要に応じて行為の中止又は退去を求める。
- ・退去等に応じない場合又は安全の確保が困難と判断した場合は、警察等の関係機関と連携して対応する。

3 利用時間の区分

博物館ガーデンの利用時間は、次のとおり区分して運用する。

- ・日中（5時から22時）：通行および滞留を可能とする。
- ・夜間（22時から翌5時）：利用を前提としない時間帯とする。

利用時間については、ガーデン及びレストラン施設の運営状況、地域への影響等を踏まえ、必要に応じて地域と協議の上、見直すことがある。

4 夜間の運用方針

- ・22時以降は、園路および広場の照明を消灯する。ただし、防犯、施設管理、避難誘導その他安全確保に必要な照明を除く。
- ・22時以降は、ガーデン内の通行および滞留は行わない運用とする。
- ・警備員が巡回を行うとともに、防犯カメラによりガーデン内の状況を確認する。
- ・夜間に立ち入り又は滞留が確認された場合は、警備員が声かけを行い、退去を求める。
- ・夜間における飲酒、騒音、喫煙、ごみの放置その他の迷惑行為が確認された場合は、行為の中止及び退去を求める。
- ・退去に応じない場合又は安全の確保が困難と判断した場合など、状況に応じて、警察等関係機関と連携して対応する。

5 禁止・制限行為

次の行為は、禁止または制限する。

- ・夜間時間帯における立ち入り、通行、滞留
- ・大声、音楽再生、楽器演奏、その他周囲への迷惑となる騒音行為
- ・飲酒に伴う大声、長時間の滞留、ごみの放置その他周囲の迷惑となる行為
- ・喫煙
- ・ごみ、空き缶、吸い殻その他の物品を放置する行為
- ・自動車、バイク、その他車両の乗り入れ（ただし、自転車の押し歩き及び市が管理上必要と認める車両を除く）
- ・スケートボード、ボール遊び（キャッチボールを含む）、その他事故、騒音又は施設損傷のおそれがある行為
- ・他の来館者の通行又は利用の妨げとなる長時間の占拠
- ・花火
- ・火気の使用（ただし、市が事前に認め、安全対策を講じた場合を除く）
- ・許可なく物品の販売、営業、宣伝、募金その他これらに類する行為を行うこと
- ・建物、植栽、工作物その他の施設を損傷し、又は汚損する行為
- ・その他、他の利用者や近隣住民に迷惑を及ぼし、又は安全で快適な利用環境を損なう行為

6 禁止・制限行為が確認された場合の対応

- ・禁止・制限行為が確認された場合は、警備員又は博物館職員が声かけや注意を行う。
- ・注意を受けても行為を継続する場合は、行為の中止又はガーデンからの退去を求める。
- ・施設を損傷又は汚損した場合は、原状回復その他必要な対応を求めることがある。
- ・危険な行為その他緊急性が高い行為については、警察、消防その他の関係機関に連絡する。

7 イベント等の取扱い

- ・イベント等の利用は、事前申請制とし、市が内容を確認した上で実施の可否を判断する。
- ・夜間時間帯のイベント利用は認めない。
- ・イベントの主催者は、来場者の安全確保、騒音の防止、通行動線の確保、ごみの処理及び終了後の清掃について、必要な対策を講じる。
- ・イベントの内容及び規模に応じて、警備員、誘導員その他必要な人員の配置を求める。
- ・屋外で音響機器等を使用するもの、飲食物を提供するもの、多数の来場者が見込まれるものその他近隣住民への影響が見込まれるイベントについては、原則として開催日の1か月前までを目安に、自治協議会へ情報提供する。
- ・開催決定の時期その他やむを得ない事情がある場合は、内容が決まり次第、速やかに情報提供する。
- ・館内で行う講座、展示関連事業その他近隣への影響が小さい通常の博物館事業については、個別の情報提供の対象としない。
- ・イベント終了後は、主催者及び市において広場の状況を確認し、必要な清掃及び原状回復を行う。
- ・騒音、安全管理、清掃その他の対策が十分でない場合は、イベント内容の変更又は中止を求めることがある。

8 利用ルール の 周知

- ・ 本利用ルールは、博物館ホームページその他の広報媒体により周知する。
- ・ 利用時間及び主な禁止・制限行為については、博物館ガーデンの主要な出入口その他利用者が確認しやすい場所に分かりやすい表示を行う。
- ・ 利用者の状況を踏まえ、多言語表記や図記号の活用など、表示方法について配慮する。
- ・ 試行運用の状況を踏まえ、表示の位置、内容及び表現を適宜見直す。

9 試行運用、情報共有及び見直し

- ・ 本ルールは、供用開始後、おおむね1年間を試行運用として実施する。
- ・ 供用開始後は、博物館ガーデンの利用状況、夜間の立ち入り及び滞留、騒音、飲酒に伴う迷惑行為、喫煙、ごみの放置、警備員による声かけ等の状況を確認する。
- ・ 警備員による声かけ、注意、退去要請等の対応状況を記録し、巡回方法、現地表示その他の管理方法の検証及び見直しに活用する。
- ・ 周辺の静かな生活環境や利用者の安全に影響を及ぼす事態が確認された場合は、試行期間の終了を待たず、速やかに必要な対策を講じる。
- ・ 必要な対策として、巡回の強化、注意喚起及び現地表示の改善、関係機関との連携その他の管理方法の見直しを行う。
- ・ 試行運用の状況については、個人情報及び警備上の情報に配慮した上で、自治協議会へ必要な情報を提供し、継続的に意見交換を行う。また、試行期間中に利用時間や禁止・制限行為など、利用ルールの見直しが必要となった場合は、自治協議会と協議の上、必要な見直しを行う。
- ・ 試行期間の終了時に、利用状況、管理上の課題及び地域からの意見を確認し、利用ルール又は管理方法の見直しが必要かについて、自治協議会と協議する。
- ・ 協議の結果、見直しの必要がないと判断した場合は、本ルールによる運用を継続する。
- ・ 試行運用後も、自治協議会との情報共有及び意見交換を継続する。